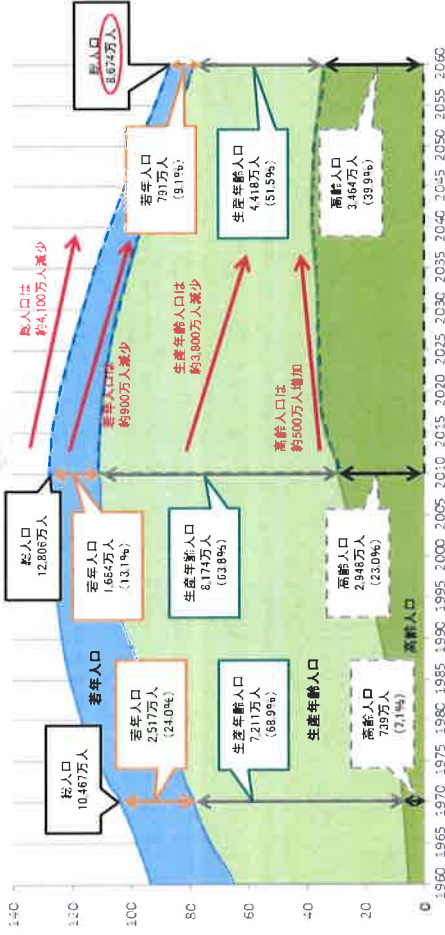


中核市移行と新たな広域連携

平成28年5月26日・27日
総務省自治行政局市町村課
課長補佐 木本 光彌

我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

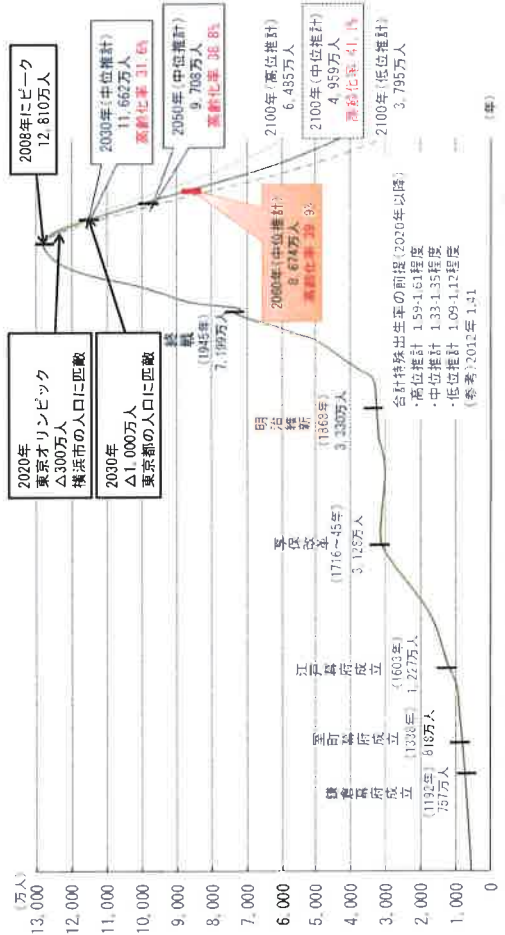
- 我が国の総人口は、2060年には8,674万人となり、約4,100万人（約32.2%）減少。
- 高齢人口が約500万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,800万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約23%から約40%に上昇。



(備考) 「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会(国土政策委員会)をもち、総務省「国勢調査報告」同一人口統計年度、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生率(出生中位)推計から転写者自治体別推計作成。
(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口 (注2) 2010年は、年齢不詳の人口を多量別に区分して与えている。
(注3) 1960～1971年は沖縄県推計値を含まない。
(注4) 1960～1971年は沖縄県推計値を含まない。

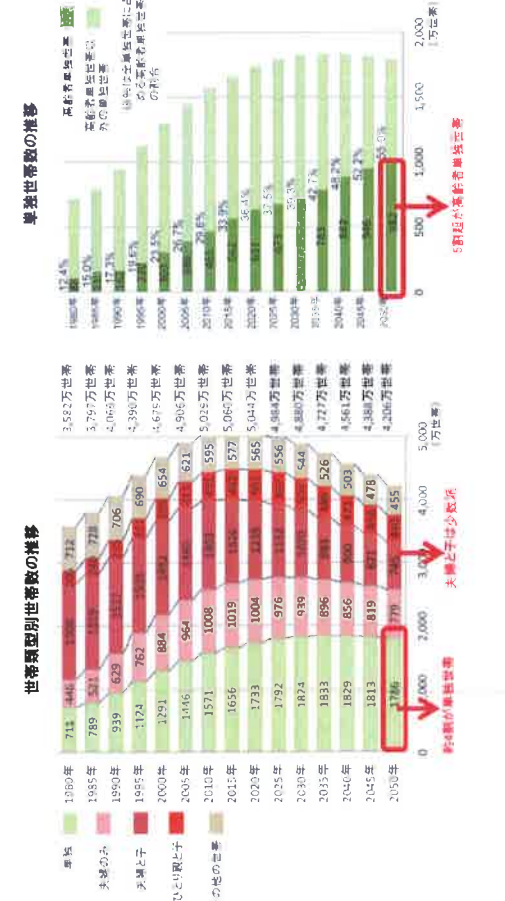
我が国における総人口の長期的推移

- 我が国の総人口は、2008年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でも見ても類を見ない、極めて急激な減少。



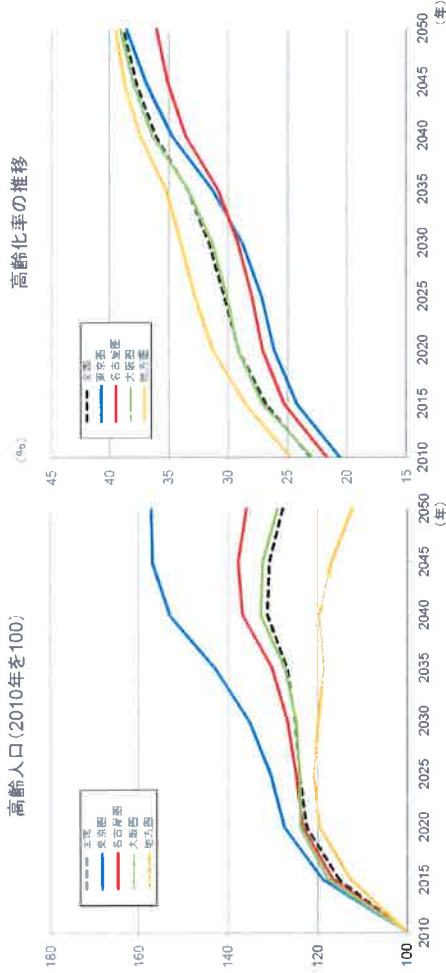
世帯数の推移

- これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。



高齢人口・高齢化率の推移

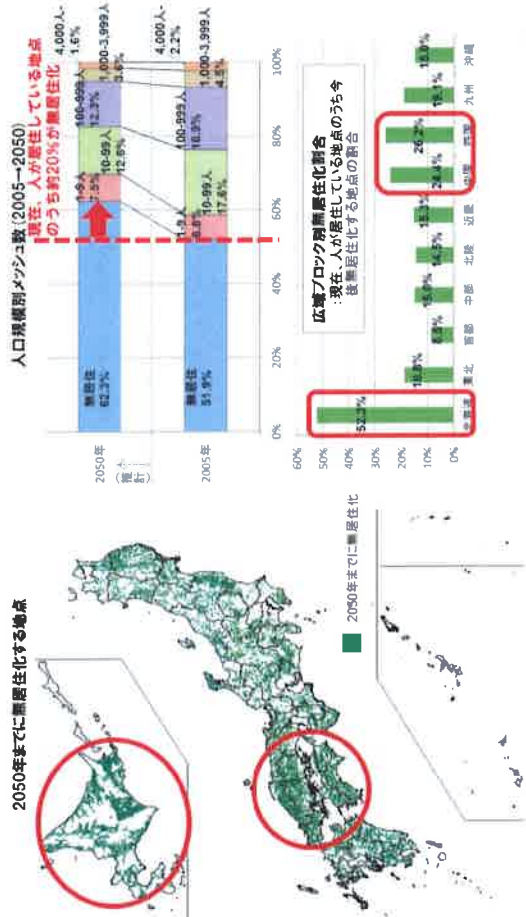
- 高齢人口の指数(2010年=100)をみると、2050年にかけて東京圏における増加が顕著。
- 高齢化率をみると、全ての圏域において上昇し続け、地方圏が三大都市圏を一貫して上回って推移する。



出典 国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050 参考資料1(平成26年7月4日公表)」

居住地域・無居住地域の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。



出典「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

合計特殊出生率の年次推移と平成26年合計特殊出生率

- 平成26年の合計特殊出生率は1.42で、前年の1.43より低下。
- 東京都(1.15)、京都府(1.24)、北海道(1.27)等大都市を含む地域が低くなっている。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

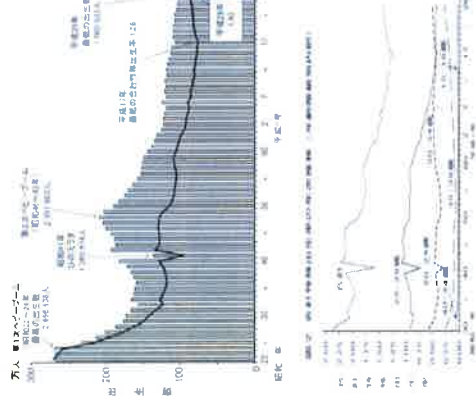
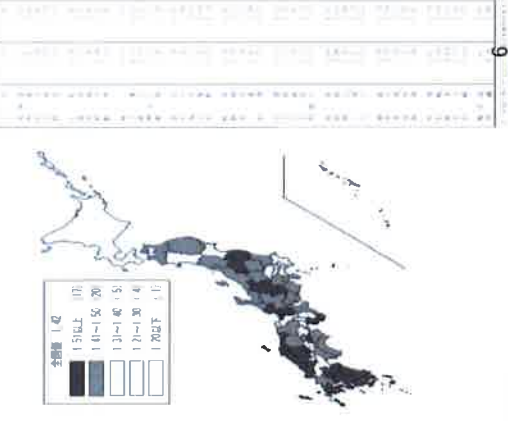


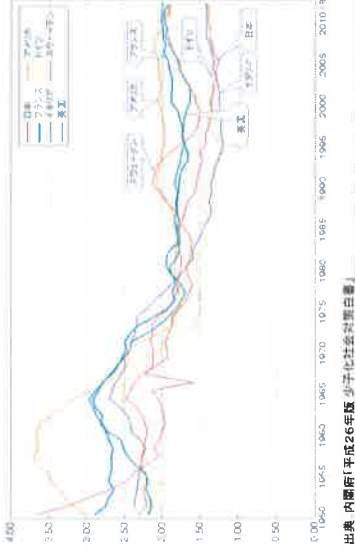
図3 都道府県別合計特殊出生率 平成26年



出典 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年人口動態統計月報年計(概数)の概要」(平成27年6月公表)

主な国の合計特殊出生率の動き

- 日本の合計特殊出生率は1.41(人口置換水準は2.07)(2012年)であるのに対し、フランスは2.01、イギリスは1.96、スウェーデンは1.90(2011年)等となっている。



【フランス】

かつては家庭手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育の充実へ関し、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「同立支援」を強める方向で政策が進められた。

【スウェーデン】

比較的早い時期から、経済的支援と併せ、保育や育児休業制度といった「同立支援」の施策が進められてきた。

出典 内閣府「平成26年度 少子化社会対策白書」

国	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
日本	1.42	1.43	1.42	1.41	1.40	1.39	1.38	1.37	1.36	1.35	1.34	1.33
フランス	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01
イギリス	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96
スウェーデン	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90

【現状分析】

- I 将来の人口減少動向は3つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していく。大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。
- 第一段階：老年人口増加 + 生産年齢・年少人口減少
 第二段階：老年人口維持・微減 + 生産年齢・年少人口減少
 第三段階：老年人口減少 + 生産年齢・年少人口減少 ⇒ 恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代
- ※ 地方での高齢者人口が減少するため、医療・介護サービスが過剰気味となり、雇用吸収力が減少することで、人材が大量に東京圏へ流出する可能性が高く、特来急激な人口減少を招く可能性(社人研推計よりも深刻な事態に)。
- II 2040年(平成52年)までに出産可能年齢(20~39歳)の女性が5割以上減少する市区町村は、いくら出生率を引き上げても、若年女性減少によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まらず、「消滅可能性が高い」と言わざるを得ない。
- ※ もし人口を維持しようとする、出生率を直ちに2.8~2.9という非現実的な水準まで引き上げる必要がある。

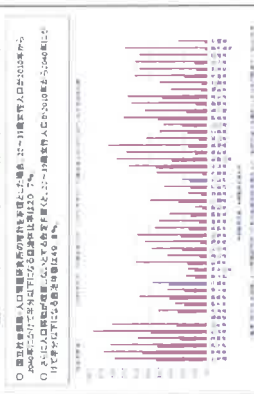
【増田氏の見解】

- 人口の大都市圏への集中という大きな流れを変えなければならぬ。東京は「人口のブラックホール」。
- 本格的に迎える人口減少社会の中で豊かさやどう実現していくか、長期的視点で現状を直視する必要がある。
- 人口減少の進展により、地域コミュニティ機能の低下だけでなく、医療・教育といったサービスが維持できなくなる。
- 遠隔医療・集落移動などの政策は、地域機能の維持には有効だが、いずれにせよ「受け身」の政策。
- 中長期的に、地方が持続可能な経済社会構造を構築する施策として、広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る人口・国土構造を構築すべき。
- 地域ブロック単位の地方中核都市が重要。資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点を設けるべき。
- 従来の「地方分権論」を超えた論議が必要。

(参考)
人口減少の要因

○ 今後70年人口移動が収まらないうと、若年女性性が50%以上減少する市区町村は急増。
 ※ 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計は、移動率が一定程度に収まることを前提としている。

20~39歳女性性が半分以下になる自治体比率(2010~2040年)



市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,718市町村にまで減少。

年月	市	町	村	計
明治21年(1888年)	—	(7,314)	—	71,314
27年(1894年)	39	(15,820)	—	15,859
明治29年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
26年(2014年)4月	790	745	183	1,718

※ 平成22年4月1日時点。

明治の大合併

○ 小学校や戸籍の事務処理を行うため、300~500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。

昭和の大合併

○ 中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

平成の大合併

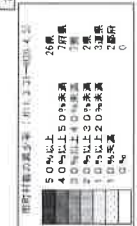
○ 地方分権の推進等のおかげで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。

市町村数の推移



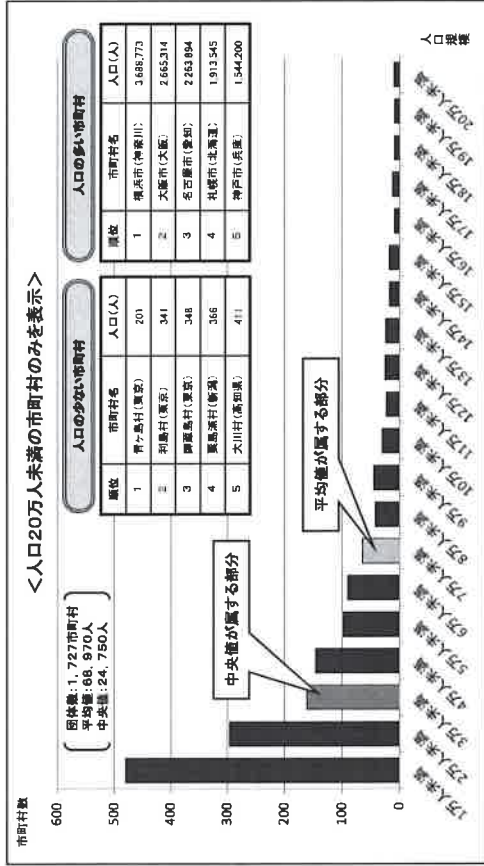
市町村数	S28.930	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,884	24,555	36,387	89,087	89,332
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

旧法下 H11.4.1~(1991)	新法下(改正前)(1991)	新法下(改正後)(16)	計
合併体数(合併単位数)	581	61	7
合併体数(合併単位数)	1,410	95	9
合併体数(合併単位数)	—	—	649
合併体数(合併単位数)	—	—	2,163



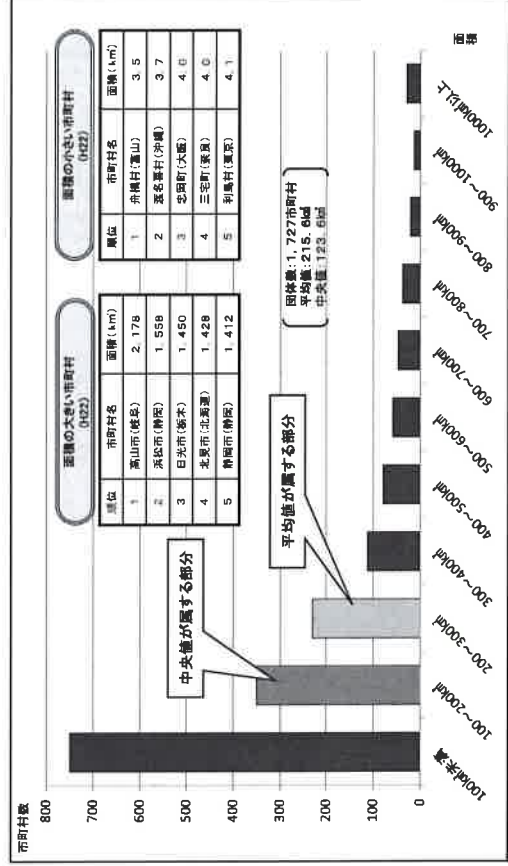
人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。



面積による分布状況

- 2,000km²を超える市町村がある一方で、100km²未満の市町村が4割超を占める。



地方公共団体の現状

人口規模	市区町村数	構成比	人口(万人)	構成比
1万未満	487	7割	248	2割
1万~5万	689	39.6%	1,749	13.6%
5万~20万	431	24.8%	4,073	31.7%
20~50万	99	5.7%	3,135	24.4%
50万以上	35	2.0%	3,639	28.3%
合計	1,741	100%	12,844	100%

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成26年1月1日現在)」を基に整理

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理事手交)のポイント

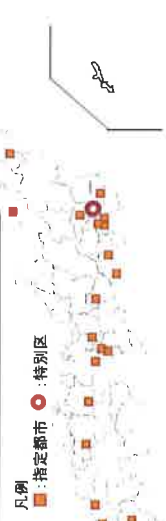
①大都市制度の改革

- 指定都市制度の改革
 - ・「二重行政の解消」→ 都道府県から指定都市への事務移譲(35事務など、例: 都市計画区域マスタープランの法定権限、県負担教職員の給与負担)とこれに伴う税源配分の見直し(税源移譲や税交付金など)
 - ・都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置、協議が調わない場合は府県と指定都市の強化(条例で役割を強化(人事・予算等)、区長を特別職にすること可能に(市長が議会同意を得る))

- 特別区制度の地域への適用(大阪市等人口200万以上の指定都市等の区域を対象)
- ・「大都市地域特別区設置法」により道府県に特別区を設置する際の留意点(例: 特別区の設置により国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意、事務分担・税源配分は東京の仕組みを基本)

地域	指定都市
北海道	札幌市(91万)
東北	仙台市(104万)
関東	横浜(96万)、川崎市(142万)、さいたま市(122万)、千葉市(96万)、相模原市(71万)
北陸	新潟市(81万)
中部	名古屋(91万)、浜松市(80万)
近畿	大阪市(266万)、神戸市(154万)、京都府(147万)、堺市(84万)
中国	広島市(117万)、岡山市(70万)
四国	福岡市(146万)、北九州市(97万)
九州	熊本(73万)
沖縄	

凡例: ■ 指定都市 ○ 特別区



- 中核市、特別市制度
 - ・現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で面制度を統合(現在の特別市がなくても従来処理してきた事務を処理し続けることを前提)
- 特別市(名称) (全ての都道府県・市町村の事務を処理・都道府県の区域外)
 - ・二重行政の完全解消など大きな意義があるが、住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による懸念など、更に検討が必要
- 都区制度(特別区(23区、895万))
 - ・都から特別区への更なる事務移譲を検討
 - ・社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の再編しを検討

保健衛生に関する事務

◆犬及び猫の引取り、負傷動物の収容

八王子動物の愛護及び管理に関する条例を新たに制定。

(主な内容)

- 動物愛護推進委員の委嘱
- 推進委員の活動を支援するための協議会の設置
- 散歩などによる犬の排泄物処理
- 猫の室内飼い
- 終生にわたる動物の飼養
- 自己の所有とわかるよう名札などの明示
- 災害に対する準備、災害発生時の適切な措置



8

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（H27.8.5）八王子市説明資料より抜粋

24

都市計画に関する事務

◆宅地開発行為の許可・指導・監督

市内の開発行為に関する窓口は市に一元化。より地域の実情を考慮したきめ細かな指導・監督が可能に。



◆屋外広告物の表示の規制

市が屋外広告物の設置場所や大きさなどの基準を定めるため、市の景観計画との連携により、地域の個性を活かした景観づくりが可能に。

◆民間の土地区画整理事業の認可

市が主体的に関与することになり、地域特性に配慮した、指導や現場対応が可能に。

10

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（H27.8.5）八王子市説明資料より抜粋

26

環境に関する事務

◆ダイオキシン類が発生する施設の設置の届出の受理

大気汚染防止法や都条例と一体となって、公害に関する規制指導を行うことが可能に。

◆廃棄物処理施設の設置の許可

産業廃棄物の処理に関する指導ができるようになったため、市内で発生するすべての廃棄物について市が関与。また、廃棄物に関する条例を改正。

(主な内容)

- 廃棄物処理施設専門委員会を設置し、廃棄物処理施設設置の際に学識者等から意見を求める
- 廃棄物処理施設設置の際の住民説明会開催を義務付け



9

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（H27.8.5）八王子市説明資料より抜粋

25

教育に関する事務

◆市立小・中学校の教職員の研修

市が研修を行うことで、児童・生徒、教職員の現状に際した研修の立案・実施が可能に。

◆埋蔵文化財の鑑査

数多くの文化財認定を経験することで文化財に関する知識を深め、多くの情報を発信。

消費生活に関する事務

◆特定計量器の定期検査の実施

商品が正確な計量のもとで販売されているかなど、市民の皆さんが安心して商品を購入できるように市が確認。

また、より計量の重要性を認識できるように検査結果や計量情報を発信。



11

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（H27.8.5）八王子市説明資料より抜粋

27

7 移行の課題と対応

- ◆事務の実施体制、職員のスキル
⇒65人増員、延べ43人を東京都へ派遣
＜新組織設置＞
 - 指導監査課（介護、障害、保育サービスの指導監督等）
 - 廃棄物対策課（廃棄物処理施設の設置許可等）
 - 開発審査課（開発許可の審査等）
- ＜主な体制強化（増員した課）＞
 - 高齢者いきいき課（介護、老人施設の設置認可等）
 - 障害者福祉課（身体障害者手帳の交付等）
 - 環境保全課（大気汚染、ダイオキシン類の対策）
 - まちなみ景観課（屋外広告物の制限）

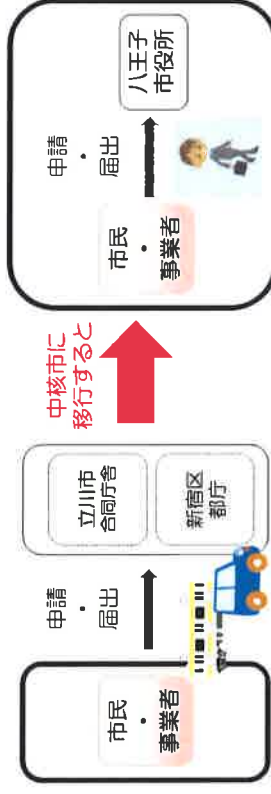
12

◆財源の確保 ⇒ 地方交付税

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（027.8.5））八王子市説明資料より抜粋

利便性の向上

申請窓口が東京都から市に移り、身近なところで行うことができるようになる。



窓口が身近に！

14

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（027.8.5））八王子市説明資料より抜粋

8 移行による効果

サービスの効率化

東京都が行っていた事務を市が一体的に行うことによるため、事務の効率化やスピードがアップする。



13

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（027.8.5））八王子市説明資料より抜粋

市民参加の拡充

条例や計画の策定にあたり、市の実情に詳しい市民委員や専門家の参加により、地域の実態に即した審議などが可能になる。



独自基準の制定

条例に独自の基準を定めることで、市の実情に合わせた施設整備やきめ細かな対応が可能になる。

市が定めた基準について、事業者への説明や研修を行うことで、より適正なサービスの提供が可能になる。

15

※ 中核市移行に向けた説明会（総務省主催（027.8.5））八王子市説明資料より抜粋

幼児や成人を対象とした児童福祉や学生生活の支援に加え、学校や病院、福祉施設への活用も期待されています。市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。

市民の健康増進を より効果的に支援

保健所長の医師としての業務を併せて、4月から1年間の予定で、府庁や地方保健所で研修を受けています。市民への対応は責任重大。皆さんへの対応は責任重大。皆さんへの対応は責任重大。

飲食店やスーパーなどの食の安全を指導

市民、市の保健所が行っている食の安全に関する指導など、移行後は、保健所を結成するようになります。移行後は、保健所を結成するようになります。

精神保健サービスが一元化

相談から福祉サービスまでの対応が一層スムーズに。市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。



保健所長 土井あかり

保健所長の医師としての業務を併せて、4月から1年間の予定で、府庁や地方保健所で研修を受けています。市民への対応は責任重大。皆さんへの対応は責任重大。

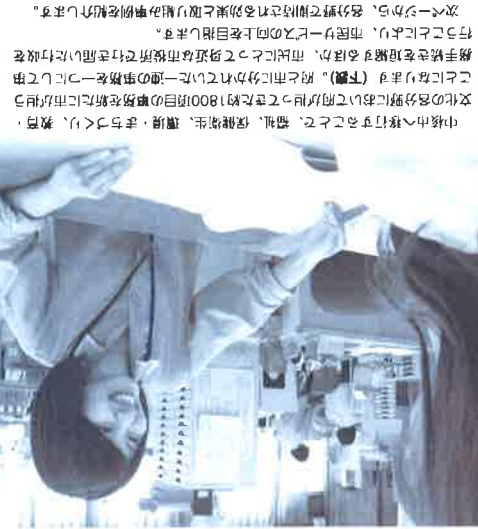
感染症への対応が迅速に

大流行を恐れながら対応が迅速な体制を整えています。移行後は、保健所を結成するようになります。

高齢者の相談窓口と医療機関の連携が充実

高齢者の相談窓口と医療機関の連携が充実。市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。

分野	福祉	保健衛生	環境	まちづくり	教育・文化
福祉	社会福祉協議会の設置・運営 母子家庭や高齢者に対する福祉資金の貸付	高齢者福祉サービスの提供 H1介護福祉士養成施設の新設 特定高齢者の介護 特定高齢者の介護 特定高齢者の介護	特定高齢者の介護 特定高齢者の介護 特定高齢者の介護	児童福祉施設の新設 児童福祉施設の新設 児童福祉施設の新設	児童福祉施設の新設 児童福祉施設の新設 児童福祉施設の新設



中核市移行後のまちづくり

中核市移行後のまちづくり

中核市へ移行することで、福祉、保健衛生、環境、まちづくり、教育文化の各分野において府が担ってきた約1800項目の事務を新たに市が行うこととなります。府と市に分かれていた一連の事務を一として行うことにより、市民サービス向上を目指します。

- A** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- B** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- C** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- D** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- E** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。



中核市移行後のまちづくり

- A** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- B** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- C** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- D** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。
- E** 市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。



中核市移行後のまちづくり



子育て支援課長 藤山由子

子育て支援課長 藤山由子。市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。

子育て支援課長 藤山由子。市民の健康増進やまちづくりの推進に貢献し、より効果的なまちづくりを実現してまいります。

母子寡婦福祉資金の貸付までの時間を短縮

現在、母子寡婦や寡婦に対する福祉資金の貸付は、市が直接貸付を行っています。移行後は、より迅速に福祉資金の貸付を行うことが可能になります。

生活保護受給者が利用する医療機関は市が指定・監査

現在、生活保護受給者が利用する医療機関などの指定・監査は市が行っています。移行後は、より迅速に指定・監査を行うことが可能になります。

地域の二入踏まえ民生委員の人数を決定

現在、地域の二入踏まえ民生委員の人数を決定しています。移行後は、より迅速に人数を決定することが可能になります。

身体障害者手帳の交付をよりスムーズに

現在、身体障害者手帳の交付は市が行っています。移行後は、より迅速に交付を行うことが可能になります。

福祉施設の利用が一元化

現在、福祉施設の利用は市が行っています。移行後は、より迅速に利用を行うことが可能になります。

福祉施設の認可などの手続きが一元化

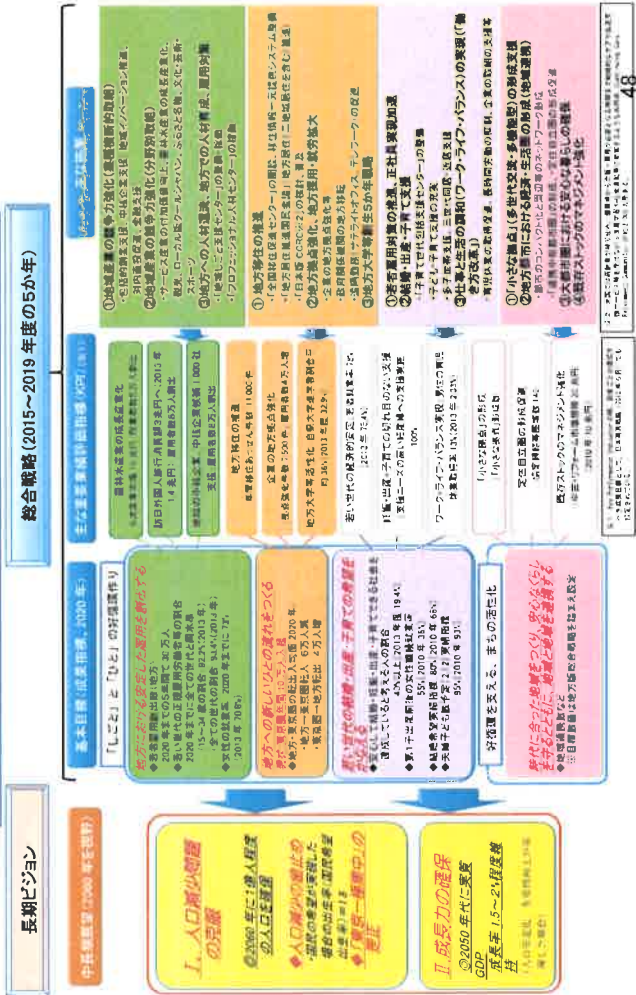
現在、福祉施設の認可などの手続きは市が行っています。移行後は、より迅速に認可を行うことが可能になります。

福祉施設の認可などの手続きが一元化

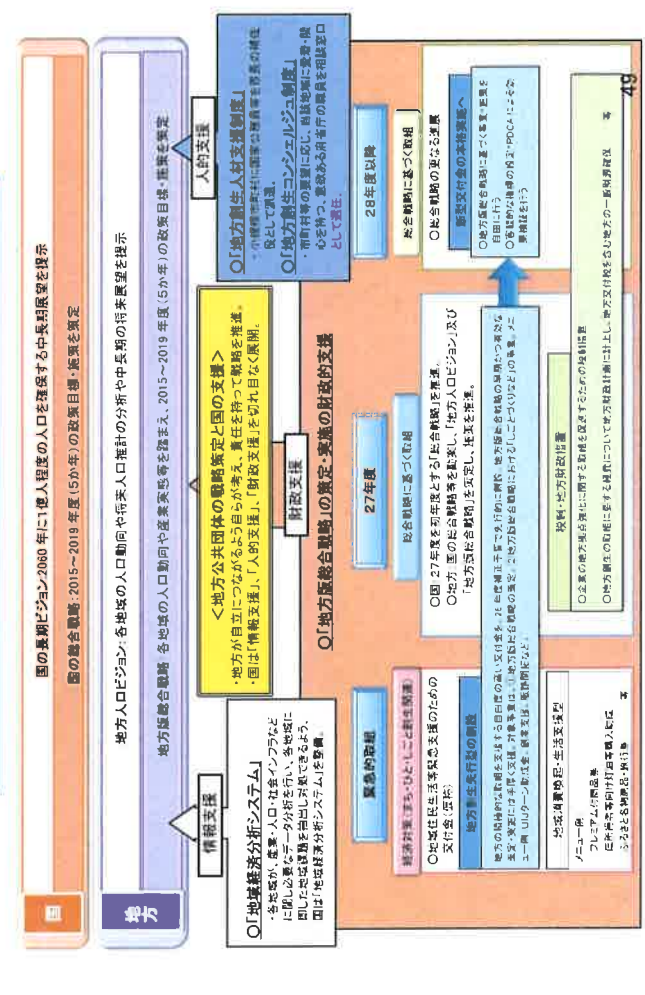
現在、福祉施設の認可などの手続きは市が行っています。移行後は、より迅速に認可を行うことが可能になります。

中核市移行後のまちづくり

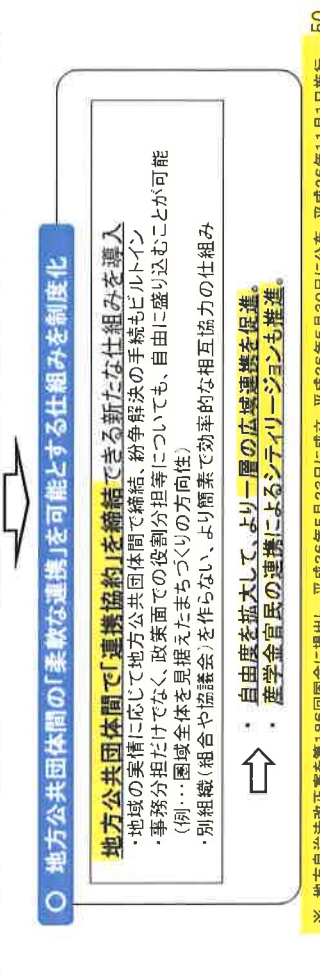
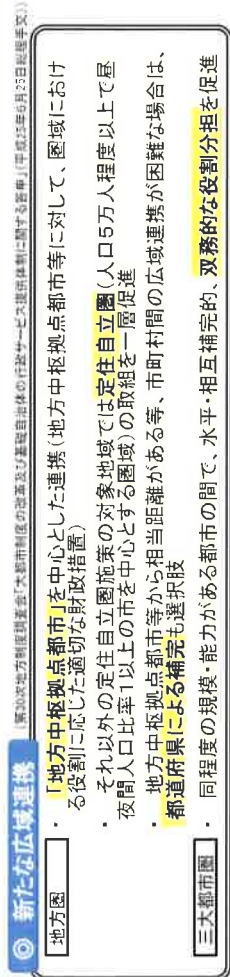
まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像



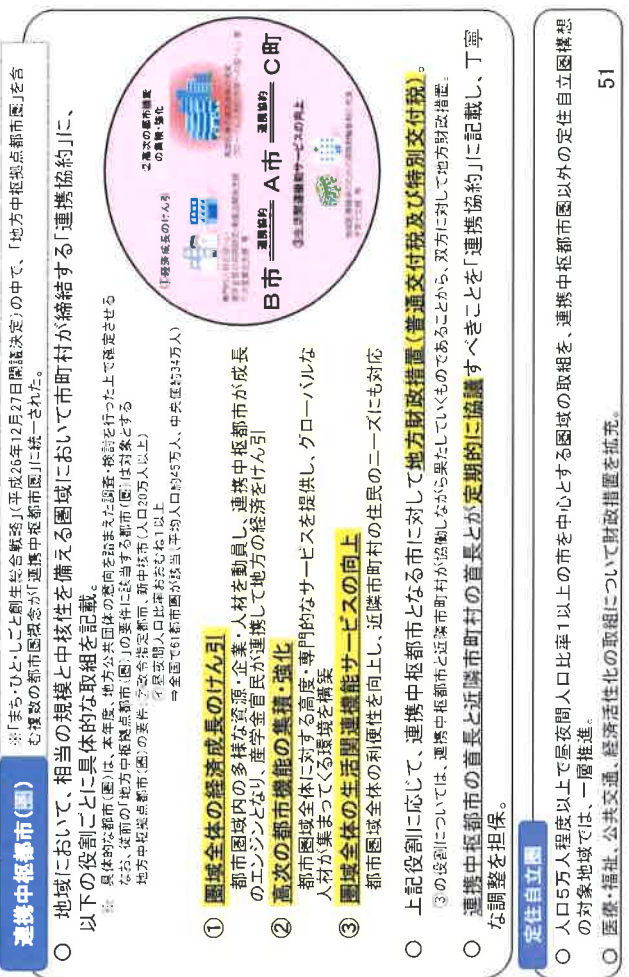
地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



新たな広域連携について



地方圏



連携中核都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中核都市圏」を形成することを目的に、連携中核都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中核都市圏ビジョンを策定した連携中核都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中核都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（※権限型も同様措置。以下同じ。）

(1) 連携中核都市の取組に対する包括的財政措置

①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定/例：圏域人口75万で約2億円)

②特別交付税措置

「生活関連連機能サービス」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1.500万円を上限

2. 地域活性化事業費の充当

・「連携中核都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業費を充当

(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置

ファンド形成に一般単独事業費を充当（90%）

償還金利子の50%に特別交付税

(2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引上げ

5. 個別の施策分野における財政措置

(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置

病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）

(2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中核都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中核都市までの距離により算定可能

連携中核都市圏構想推進要綱の概要(2)

2. 都市圏構想の目的及び趣旨

○ 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長のけん引、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連連機能サービス」の向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する

○ 地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない

○ シェアリングの形成

都道府県境を越えて、民間事業者を巻き込み形で都市圏が相互に連携する、より広域的・複層的な連携の形成も歓迎

連携中核都市圏構想推進要綱の概要(1)

1. 要綱の趣旨

○ 連携中核都市圏(以下「都市圏」という。)構想の目的及び趣旨を明確にした上で、都市圏形成に向けて市町村の行うべき手続等を定めるもの



※ 都道府県・総務省は、必要に応じて助言及び支援

連携中核都市圏構想推進要綱の概要(3)

3. 連携中核都市宣言 ⇒ 都市圏形成のキックオフ

○ 地域において相当の規模と中核性

① 指定都市又は中核市

② 昼夜間人口比率おおむね1以上(合併の場合は、人口最大の旧市の値がおおむね1以上も対象)

を備える圏域の中心都市が、近隣市町村と連携して、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有することを表明

○ 連携中核都市宣言書への記載事項

① 圏域全体において中心的な役割を担うとともに、近隣市町村の住民に各サービスを提供する意思

② 圏域の現在の人口と将来推計人口

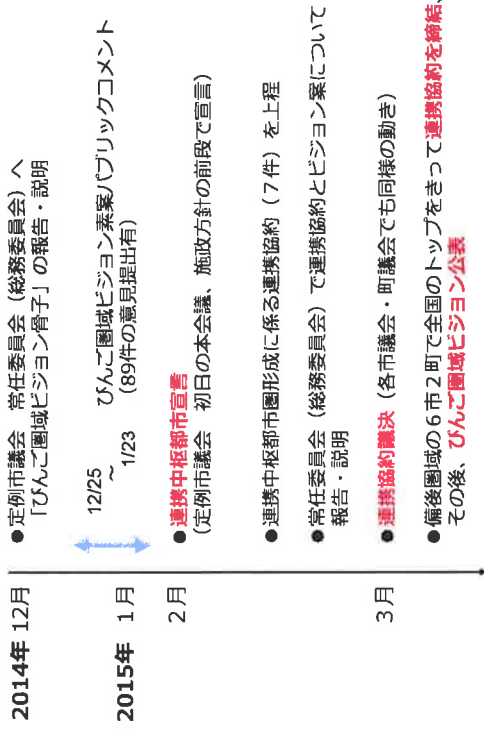
③ 圏域内の都市機能の集積・強化の状況及び利用状況

④ 近隣市町村と連携することを想定する分野

⑤ 連携中核都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村の名称

⑥ ⑤の圧か連携中核都市と連携する意思を有する市町村の名称

ビジョン策定～連携協約締結までの動き（詳細）



10 連携協約について

○分かりやすさ（形式、内容、議決）



- ◆**協約文の検討の際に議論となった点**
 - ・議会の議決を意識（各市町が連携するにあたって、判断に悩まないでること）
 - ・読みやすく、分かりやすい形式であること
 - ・既に締結している事務委託の確認
 - ・失効の条文を入れるかどうか など
- ◆**連携協約で苦労した点**
 - ・別表の各項目のバランスや微妙な表現（役割分担・費用分担の表現も含む）
 - ・失効の規定について、協約に盛り込んだ場合の地方自治法第96条第2項に基づく、条例との関わりについて
 - ・他圏域と重なる市町への対応（他圏域と連携や考え方を合わせる）
 - ・議会への説明（各市町との連携、ビジョンとの関わりなど）

連携中核都市圏構想推進要綱の概要(4)

4. 連携協約の締結⇒ 圏域の政策的な将来的な方向性が確定

- 連携中核都市と連携市町村(※)が、圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定
- ※連携市町村：連携中核都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係をもつ市町村(主に通勤通学10%圏内の市町村)のうち、連携協約を締結するもの
- 連携協約への規定事項
 - ① 連携協約を締結する連携中核都市及び連携市町村の名称
 - ② 都市圏形成の基本的な目的
 - ③ 基本方針・連携中核都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨
 - ④ 連携する取組
- 「各役割に応じた取組」
 - ア 圏域全体の経済成長のけん引
 - a 産学官民一体となった経済戦略の策定
 - b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進
 - c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
 - d 戦略的な観光産業
 - イ 高次の都市機能の集積・強化
 - a 高度な医療サービスの提供
 - b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
 - c 高等教育・研究開発の環境整備
 - ウ 圏域全体の生活圏連携能力向上
 - A 生活機能の強化に係る政策分野
 - a 地域医療
 - b 介護
 - c 福祉
 - d 教育・文化・スポーツ
 - e 土地利用
 - f 地域振興
 - g 災害対策
 - h 環境
 - B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - a 地域公共交通
 - b ICTインフラ整備
 - c 運送等の交通インフラの整備・維持
 - d 地域の生産者や消費者の連携による地産地消
 - e 地域内外の住民との交流・移住促進
 - C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 - a 人材の育成
 - b 外部からの行政及び民間人材の確保
 - c 圏域内市町村の職員等の交流
- 連携中核都市の市長と連携市町村の市長は、定期的に協議を行うこと

連携中核都市圏構想推進要綱の概要(5)

5. 都市圏ビジョンの策定 ⇒ 産学官民一体となった圏域の具体的取組を確定

- 連携中核都市が、連携協約に基づき具体的取組(期間・規模)について、近隣市町村との協議を経
- て決定
- 圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、産学官民の関係者を構成員とした「連携中核都市圏ビジョン懇談会」において検討
 - 《構成員》
 - ・産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
 - ・地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
 - ・大規模商業施設、病院等都市業務が生じている施設等の関係者 等
- ビジョンへの記載事項
 - ① 都市圏及び市町村の名称
 - ② 都市圏の中長期的な将来像
 - ③ 都市圏形成に係る連携協約に基づき推進する具体的取組(総事業費や各年度の事業費等の見込み)
 - ④ 具体的取組の期間(おおむね5年)
 - ⑤ 成果指標(Key Performance Indicator)：地域経済、高次都市機能及び生活圏連携機能に関するもの

11 連携中核都市圏構想 最初の壁

- 具体的な連携内容が不透明（取っ掛かりの部分、知らない人とは話せない）
（各市町が協力するべきかどうか判断に困る）
- 連携中核都市と構成市町への財源措置（メリット）
- 構成市町の動機づけ（人口減少は今始まった問題ではない、何のためにするのか）
- 警戒感の払しょく（新たな合併を見据えたものではないか）



- ① 圏域の枠組みの設定
 - ・ 圏域として違和感がないか、連携の実績、昔からのつながりの重要性
- ② 具体的な取組項目の提案
 - ・ 福山市がたたき台を示す ⇒ 福山市の本気度を示す（プロジェクト体制）
- ③ 連携中核都市の責任と役割の明確化
 - ・ 各地域の特色を生かす中で、ワイン・ワインの関係をつくる
 - ・ 連携中核都市の一人勝ちではない、むしろ負担が多いことを明確に示す

本当の壁

- ① 庁内の壁
 - ② 企画担当課以外の壁
（構成市町も同様）
- ◆ 最初が肝心（ボトムアップでは無理、トップダウンで）
 - ・ データに基づいた説明（基礎調査が重要）
 - ・ 事務方トップ（副市長・副町長）の合意
 - ◆ 圏域の枠組みと既存の枠組みとの整合性
 - ・ 微妙に違う枠組み、全く異なる枠組みの場合の対応（観光など）
 - ◆ 総務省の管轄外の分野 ⇒ 企画部門に言われたくない、興味なし
 - ・ 必要性を地道に説明（医療、福祉、経済は難易度高）
 - ・ 医療は医療計画との関わりも課題

このほかに留意する点

- ◆ 短期間でのビジョン策定
 - ・ 国のモデル事業に選定されたからの動きとなるため、時間的に余裕がない
 - ・ 新たな事業立案が難しい（試行事業の活用）、圏域の目標人口は早めに準備を
- ◆ びんご圏域活性化戦略会議（産学官民の連携）の運営
 - ・ 委員構成（人数、分野、役職、男女比率）、会議の活性化
 - ・ 研究部会の運営、公開・非公開 → 反省を踏まえて今
- ◆ 泉との連携（権限委譲との関わり）
- ◆ 情報発信のあり方
 - ・ 住民への周知、注目度の高さとのギャップ
- ◆ 市議会・町議会への対応
 - ・ 情報の共有、予算編成との関わりなど
- ◆ 他圏域と重複する自治体（ビジョン・協約）
- ◆ 総合戦略との関係

13 実施段階での課題

- 他の地域でも困難な事業、解決の糸口が見えにくい事業
 - 医師不足、看護師不足など
- 事業優先順位の決定
 - 地方創生？ 連携中核都市圏構想？ 柱となる事業は？
- ひと（人材）
 - 人事異動…担当者が変わると、仕事内容や捉え方が変わる
 - 業務に対する熱意
 - 連携中核都市の事業担当者…リーダー市としての自覚をもっているか
→ 市長から全管理職に自分の思いを直接伝えた
 - 連携市町の事業担当者…連携する意味が浸透しているか
- 産学官民での連携
 - 具体的には中々難しい、個々の企業は企業利益優先
 - 金融機関との連携は緒についたばかり

